

# 粘着フックの検査マニュアル

昭和57年11月1日制定

製品安全協会

## 安全性品質について

### 1. 認定基準

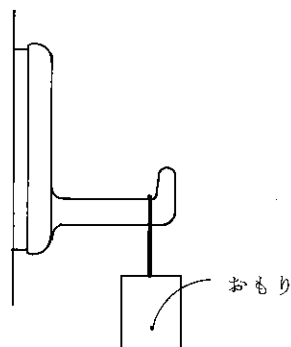
- (1) 「各部」とは手指の触れる恐れのあるフック部，本体表面及び裏面をいう。
- (2) 「接合」には，フック本体と裏面の粘着テープとの接着も含むものとする。

### 2. 認定基準

「……使用上支障のある変形等」の「等」とは，亀裂，白化及び著しいぐらつきなどをいう。

### 2. 基準確認方法

- (1) 「指圧する」の圧力は，約5 kgの力で押すものとする。
- (2) 「耐荷重量の1.5倍のおもり」の荷重のとり方は，50 g単位として，かつ，1.5倍以上の荷重になるように調整する。
- (3) 「……1.5倍のおもりをかけ」において，フックに対する荷重のかけ方は，下図のように可能な範囲でフック先端部に近接した位置にかけるものとする。



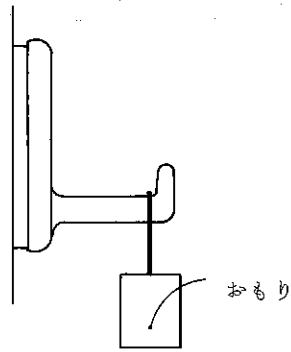
- (4) 2つ以上のフックが取り付けられているものの試験において，2つ以上のおもりをかけたとき，おもりが互に接触する場合は，紐の長さを調節して，互に接触しない状態で吊すものとする。
- (5) C形のもので，垂直及び平行方向の試験を行う場合は，各々別の試料で行うものとする。
- (6) 「試験板」は，充分剛性のある状態で保持するものとする。

### 3. 認定基準

「……使用上支障のある変形等」の「等」には，亀裂，白化及び著しいぐらつきなどをいう。

### 3. 基準確認方法

- (1) 「試験板」は，充分剛性のある状態で保持するものとする。
- (2) 「耐荷重量の1.5倍のおもり」の荷重のとり方は，50 g単位として，かつ，1.5倍以上の荷重になるように調整する。
- (3) 「……1.5倍のおもりをかける」において，フックに対する荷重のかけ方は，下図のように可能な範囲でフック先端部に近接した位置にかけるものとする。



- (4) 衝撃試験を行う場合の衝撃個所は、おもりをかけた位置と同じ個所とする。
- (5) 荷重をかける紐の材質は、編心されたポリプロピレン製で、直径約1～2mmのものを使用すること。
- (6) 「ただちに」とは1分間以内とする。
- (7) 2つ以上のフックが取り付けられているものの試験において、2つ以上のおもりをかけ、このうち一方のおもりを塔下させたときに、おもりが他のおもりと接触する可能性がある場合は、紐の長さを調節して、互に接触しない状態で試験を行うものとする。
- (8) 同一形状で2つ以上のフックが取り付けられているものについての衝撃試験は、左右どちらか一方について確認するものとする。
- (9) C形のもので、垂直及び平行方向の試験を行う場合は、各々別の試料で行うものとする。
- (10) 同一フック内に耐荷重量等の異なるフックを複数個有するものの試験を行う場合は、各々別の試料で行うものとする。

#### 4. 認定基準

- (1) 「耐食性材料」とは、ステンレス鋼製、アルミニウム合金製、黄銅製などをいう。
- (2) 「防せい処理」とは、塗装、めっき、プラスチックコーティング(収縮チューブも含む)などをいう。

なお、収縮チューブを使用した場合は、本体と被覆とが確実に密着していること。

### 表示及び取扱説明書について

#### 1. 認定基準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又は、はく離しないことをいう。